

PLAZA NEWSLETTER(2025年4月号)

3月に入り、少しずつ日が長くなってきました。少し前までは、仕事が終わって帰るときには真っ暗でしたが、今ではまだ明るさが残っています。本州は雪が降ったりまだ寒い地域もあるようですが、九州はずいぶん暖かくなりましたね。ただ、空気がとても乾燥しているので、火事にならないよう火の取り扱いには十分注意してくださいね。

暖かくなると気になるのが桜です。熊本市の桜の開花予想は3月23日だそうです。もうすぐですね！待ち遠しいです。

さて、プラザに相談があった内容を一部紹介します。2月は65件の相談がありました。※Qは相談者からの質問、Aはプラザからの回答です。相談内容で個人が特定されないよう一部内容を編集しています。

Q：『市県民税申告書』が届きました。記入のしかたがわかりません。

A：必要書類と申請書を持ってプラザに来てもらい記入をお手伝いしました。必要書類は：アルバイトを含め、仕事を持っている人は雇用主からもらう『源泉徴収票』のコピー、役所から送られてくる社会保険料の『納付状 況確認書』（なくした場合は再発行してもらえます）のコピー、マイナンバーカードなどの本人確認書類のコピーです。

Q：友人が、転出届を出さずに帰国しました。私が代わりに出すことはできますか？

A：熊本市のウェブサイトにある①『委任状』に加え、②帰国した友人のパスポートの顔写真ページと③日本を出国した日がわかるページのコピーを区民課に提出すればできます。その時、代理で届け出をする人の身分証明書を見せる必要があるのですが、忘れずに持って行ってください。『委任状』の署名は、帰国した友人に記入してもらおうか、印鑑を押してもらえば、代筆でも大丈夫です。

熊本市委任状

https://www.city.kumamoto.jp/kiji003386/3_386_427519_up_esa58uqk.pdf

Q：今年3歳になった子どもを去年の9月から保育園に通わせています。以前別の自治体では月3,000円程度で読み書きも教えてくれていました。今通っている保育園では月17,000円支払っていますがなにも教えてくれません。幼稚園に変えようか検討しています。

A：保育料の無償化は、子どもが3歳の誕生日を迎えた次の年度*からです。9月の入園当時、お子さんはまだ2歳だったので保育料が発生しました。その後3歳になりましたが、今年度中は保育料はそのままです。新年度が始まる2025年4月からは無料になります。(年度：4月から次の年の3月までの12か月を『年度』といいます。例：2024年度は2024年4月から2025年3月、2025年度は2025年4月から2026年3月)

困ったことがあれば、熊本市外国人総合相談プラザにいつでも連絡してください。

がいこくじん せいかつ 外国人のための生活ガイドブック

くまもとけん さくせい がいこくじん せいかつ しょうかい
熊本県が作成した『外国人のための生活ガイドブック』を紹介

がいこくじん す ちいき せいかつ やくだ
します。外国人にも住みやすい地域づくりをめざし、生活に役立つ

じょうほう つか か たと
情報が、イラストを使いわかりやすく書かれています。例えば：

にほん き ひつよう てつづ
-日本に来てから必要な手続き

せいかつ こうつう しごと
-生活、交通、お仕事

びょうき にんしん しゅっさん こ きょういく
-病気やけが、妊娠・出産、子どもの教育

さいがい そな きんきゅうじ れんらくさき
-災害への備え、緊急時の連絡先

にほんご えいご ちゅうごくご かんたいじ はんたいじ せい
やさしい日本語、英語、中国語（簡体字・繁体字）、ベトナム語、
インドネシア語、ネパール語など計11言語で作成されています。

いか にじげん
以下のURLまたは二次元コードからダウンロードできます。

かつよう
ぜひ活用してください。

URL: <https://www.kuma-koku.jp/support-center/page338.html?type=top>



ざいりゅうてつづ どう かん てすうりょうかいてい 在留手続き等に関する手数料改定について

がいこくじん みな にほん す ざいりゅう し かく も
外国人の皆さんは、日本に住むための在留資格を持っています。

りゅうがく ぎ の うじっしゅう しゅるい ざいりゅう し かく
留学、技能実習などいろいろな種類がありますが、この在留資格

べつ しゅるい へんこう ざいりゅうき かん えんちょう しゅつにゆうこく
を別の種類に変更するときや、在留期間を延長するとき、出入国

ざいりゅうかんりちよう てつづ
在留管理庁で手続きをします。

とき しはら てすうりょう ねん がつ にち か
その時に支払う手数料が、2025年4月1日から変わります。

たか まどぐち てつづ ばあい
これまでより高くなります。窓口で手続きする場合と、オンライン

てつづ ばあい きんがく ちが ちゅうい
で手続きする場合で金額が違うので注意してください。

くわ しゅつにゆうこくざいりゅうかんりちよう かくにん
詳しくは出入国在留管理庁のウェブサイトを確認してください。



しゅつにゆうこくざいりゅうかんりちよう
出入国在留管理庁ウェブサイト

2025年4月1日から
外国人の在留手続き等
に関する手数料が
改定されます。

在留資格の変更や在留期間の更新などに必要な手数料が改定されます。
なお、2025年3月31日までに受付した申請については、当該申請に係る許可又は交付が
4月1日以降となっても、改定前の手数料による納付となります。

手続	改定前手数料	改定後手数料
在留資格変更許可	窓口 4,000円 オンライン 5,500円	6,000円
在留期間更新許可	窓口 4,000円 オンライン 8,000円	6,000円 10,000円
永住許可	窓口 3,000円 オンライン 7,000円	4,000円 6,500円
再入国許可(1回限り)	窓口 6,000円 オンライン 2,000円	2,000円
再入国許可(複数)	窓口 1,200円 オンライン 2,200円	1,600円 4,000円
就労資格申請書の交付	窓口 1,100円 オンライン 2,000円	1,100円
特定登録者カードの交付	窓口 1,100円 オンライン 2,000円	1,100円
特定登録者カードの再交付	窓口 1,100円 オンライン 2,000円	1,100円

出入国在留管理庁 ホームページ TOP
Immigration and Naturalization Service of Agency Home Page TOP
https://www.isa.go.jp/isa/online/applications/for/fee-revision/online.html

詳しくはウェブサイト
About Online Application
https://www.isa.go.jp/isa/online/applications/for/fee-revision/online.html

Fees for immigration
procedures will be revised
on April 1, 2025.

Fees for immigration procedures, such as change of status of residence and extension of period of stay, will be revised. For applications accepted by March 31, 2025, fees before the revision are applied even if a related permission, certificate, etc. are issued on or after April 1, 2025.

Procedures	List of Revised Fees	
	Before the revision	After the revision
Permission to change status of residence	At the office 4,000Yen Online 5,500Yen	6,000Yen
Permission to extend period of stay	At the office 4,000Yen Online 8,000Yen	6,000Yen 10,000Yen
Permission for permanent residence	At the office 3,000Yen Online 7,000Yen	4,000Yen 6,500Yen
Visa for re-entry (single)	At the office 6,000Yen Online 2,000Yen	2,000Yen
Visa for re-entry (multiple)	At the office 1,200Yen Online 2,200Yen	1,600Yen 4,000Yen
If certificate of employment/registered user card/registered user card	At the office 1,100Yen Online 2,000Yen	1,100Yen

Immigration Services Agency Home Page TOP
Immigration and Naturalization Service of Agency Home Page TOP
https://www.isa.go.jp/isa/online/applications/for/fee-revision/online.html

くまもとしがいこくじんそうごうそうだん 熊本市外国人総合相談プラザのご案内

くまもとしがいこくじんそうごうそうだん
熊本市外国人総合相談プラザでは、法律関係や在留資格関係、住居に関する相談など各種専門相談やライフサポートを多言語で行っています。また、英語、中国語、ベトナム語、タガログ語、スペイン語、ネパール語、台湾語の相談員が下記のスケジュールでプラザでの対面相談に応じています。

4月の相談スケジュール

月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
31	01 中国相談	02 出入国管理相談 ベトナム語相談 中国生活相談 ドイツ相談	03 韓国相談	04 スペイン語相談 中国生活相談 カナダ・アメリカ相談	05	06 ベトナム語相談 中国生活相談
07	08 中国相談	09 タガログ語相談 中国生活相談 ドイツ相談 こころの相談	10 韓国相談	11 中国生活相談 カナダ・アメリカ相談	12	13 中国生活相談 教育相談 出入国管理相談
14 休館日	15 中国相談	16 住まいの相談 ベトナム語相談 中国生活相談 ドイツ相談 台湾人生活相談	17 韓国相談	18 中国生活相談 カナダ・アメリカ相談	19 中国生活相談 無料法律相談	20 出入国管理相談 ベトナム語相談 ネパール語相談
21	22 中国相談	23 中国生活相談 ドイツ相談 留学生ワンストップ窓口	24 韓国相談	25 中国生活相談 カナダ・アメリカ相談	26	27 中国生活相談 教育相談 台湾人生活相談
28 休館日	29 昭和の日(祝日)	30 中国生活相談 ドイツ相談	01	02	03	04
05	06	メモ: 相談時間 13:00~17:00(※の相談は以下の時間で行います) ※中国生活相談 13:00~18:00 ※出入国管理 13:00~16:00 ※無料法律相談 14:00~16:00(要予約) ※おるがったキッズ 10:30~12:00(要予約) ※教育相談 10:00~15:00 ※留学生ワンストップ窓口 13:00~16:00 ※こころの相談 15:30~17:30				

相談員の都合により急にキャンセルになることがあります。相談をしたい人は電話かメールできいてください。

くまもとしがいこくじんそうごうそうだん 熊本市外国人総合相談プラザ Facebook

くまもとしがいこくじんそうごうそうだん
熊本市外国人総合相談プラザの Facebook を定期的に更新しています。

みなさんの役に立つ情報をアップしています。

ぜひ友達登録をして情報を受け取ってください。

プラザ FB



くまもとしがいこくじんそうごうそうだん
熊本市外国人総合相談プラザは
様々な情報を発信しています。
ぜひ CHECK してください



くまもとしがいこくじんそうごうそうだん
熊本市外国人総合相談プラザ HP



せいかつ
生活ガイダンス動画

くまもとしがいこくじんそうごうそうだん 熊本市外国人総合相談プラザインフォメーション

場所 熊本市国際交流会館2階
住所 〒860-0806 熊本市中央区花畑町4-18
電話 096-359-4995
E-mail soudan@kumamoto-if.or.jp
時間 午前10時00分~午後6時00分
やすみ 第2、4月曜日(国民の祝日の場合翌平日)
年末年始: 12月29日~1月3日

